

東海第二発電所に係る設置許可, 工事計画, 保安規定の申請状況について(2022.7~2022.12)

■: 設置許可 ■: 工事計画 ■: 保安規定
○: 申請(届出) (予定) ◇: 許可(希望) □: 認可(希望)

【2022年9月時点】(赤字は8月4日提出版からの変更箇所)

No.	工事名(件名)	種類			2022年度						備考 (期限, 許認可時期(当社希望), 他件名との関係 等) 【】: 主な審査対応部門
		設置許可	設計及び 工事計画認可	保安規定	7	8	9	10	11	12	
1	【特重・SA】有毒ガス防護対策(BF)	許可申請	-	-						◇11/E許可	・4月27日申請。11月許可希望。 【発電管理室(環境保安, プラント管理, 設備管理)】
2	【特重・SA・DB】標準応答スペクトル(震源を特定せず策定する地震動)の規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に対する対応(BF)	許可申請	-	-							・地震動評価に関する審査継続。 ・補正申請時期調整中。 【発電管理室(設備耐震), 開発計画室】
3	特定重大事故等対処施設の設置	-	2022.2.28変認申請 2022.4.28変認申請 2022.7.29補正	-		○7/29補正					・特定重大事故等対処施設の設置の許可を踏まえた工事計画の分割変認申請を実施。(第1回: 2月28日, 第2回: 4月28日に実施。) ・第3回: 9月中旬, 第4回: 10月下旬変認申請予定。 【東海・東海第二発電所, 発電管理室, 開発計画室, 安全室(品質保証)】
4	【SA】SA設工認変更(原子炉建屋換気系放射線モニタの設置場所の変更)	-	2022.3.1申請	-						□11/E認可	・3月1日申請。 ・使用済燃料プールのスロッシング対策(ダクト閉止)による原子炉建屋換気系の改造に伴い, 当該放射線モニタの移設が必要となった。モニタ移設工事を2022年10月(検査は11月)に計画していることから, 審査期間を考慮し申請。 【東海・東海第二発電所】
5	【SA】SA設工認変更 ・緊急時対策所の非常用送風機及び非常用フィルタ装置の構造変更 ・逃がし安全弁用可搬型蓄電池の仕様変更 ・使用済燃料乾式貯蔵容器材料に係る記載の適正化 ・竜巻防護扉の材質の記載の適正化 ・防潮扉の材料の記載の適正化	-	変更認可申請	-				○9/E申請			・9月下旬申請予定。 ・非常用送風機等: 請負会社の変更に伴い, 構造等の変更が必要となった。 ・蓄電池: 既許可及び既認可で設定していた蓄電池の製造メーカーが事業停止したことにより, 同等性能を有する別メーカー製の蓄電池に仕様を変更する。 ・使用済燃料乾式貯蔵容器: 材料の記載について適正化を行う。 ・竜巻防護扉: 基本設計方針における材質の記載について適正化を行う。 ・防潮扉: 要目表における材料の記載について適正化を行う。 【東海・東海第二発電所】
6	【SA】SA設工認変更 ・非常用ガス処理系主配管に係る記載の適正化	-	軽微変更届出	-		○7/29届出					・7月29日届出。 ・非常用ガス処理系主配管: 管継手部に係る記載の適正化を行う。 【東海・東海第二発電所, 発電管理室】
7	周辺監視区域変更(工事期間中の一時的な変更) 【東海発電所 共通案件】	-	-	2022.6.30申請						■8月31日認可(東海第二発電所)	・6月30日申請。8月31日認可(東海第二発電所)。 理由: 東海第二発電所で実施している工事(安全性向上対策工事)の進捗に伴い, 作業エリア(土砂等の置き場)を新たに確保する必要が生じている。確保可能な作業エリアが周辺監視区域外に跨ることから, 工事期間中の一時的な変更が必要となるため, 周辺監視区域図の一部を変更する。 【発電管理室, 廃止措置プロジェクト推進室, 東海・東海第二発電所】
8	2C非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気管短縮化	-	-	-		○7/15届出					・7月15日届出(電気事業法に基づく届出)。 理由: 安全性向上対策として原子炉建屋ブローアウトパネルに竜巻防護ネットを敷設するが, 詳細設計により竜巻防護ネットを取付けるための架構と非常用発電装置の排気管が干渉することが明らかになったため, 干渉回避のために排気管を短縮化する。 【東海・東海第二発電所, 発電管理室】

注: 【SA】重大事故等対処。【BF】バックフィット案件。